

平成21年3月期 決算短信(非連結)

平成21年5月8日
上場取引所 大

上場会社名 株式会社 マネースクウェア・ジャパン
コード番号 8728 URL <http://www.m2j.co.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長
問合せ先責任者 (役職名) 代表取締役副社長
定時株主総会開催予定日 平成21年6月26日
有価証券報告書提出予定日 平成21年6月30日

(氏名) 山本 久敏
(氏名) 相葉 斉
配当支払開始予定日

TEL 03-3211-5550
平成21年6月29日

(百万円未満切捨て)

1. 21年3月期の業績(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年3月期	1,410	△30.8	48	△94.9	61	△93.4	26	△95.2
20年3月期	2,039	15.5	952	0.3	931	△1.6	541	△1.1

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	自己資本当期純利 益率	総資産経常利益率	営業収益営業利益 率
	円 銭	円 銭	%	%	%
21年3月期	497.47	—	0.8	0.4	3.5
20年3月期	11,670.34	10,054.26	20.8	4.6	46.7

(参考) 持分法投資損益 21年3月期 ー百万円 20年3月期 ー百万円

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
21年3月期	12,267	3,283	26.7	64,486.99
20年3月期	16,181	3,528	21.8	64,641.10

(参考) 自己資本 21年3月期 3,274百万円 20年3月期 3,528百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
21年3月期	△47	△107	△285	1,221
20年3月期	402	△724	1,146	1,662

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					配当金総額 (年間)	配当性向	純資産配当 率
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
20年3月期	—	—	—	2,500.00	2,500.00	136	21.4	4.5
21年3月期	—	—	—	500.00	500.00	25	100.5	0.8
22年3月期 (予想)	—	—	—	—	—		25.0	

3. 22年3月期の業績予想(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

当社の業績は、外国為替市場や株式市場等の相場動向や市場流動性等のマーケット環境並びに国内外の経済環境等に大きく左右され、これらの複合的な影響等について正確な予測をして業績予想を行うことは困難であるため記載しておりません。

4. その他

(1) 重要な会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
- ② ①以外の変更 無

(注) 詳細は、27ページ「重要な会計方針の変更」をご覧ください。

(2) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 21年3月期 54,591株 20年3月期 54,591株
- ② 期末自己株式数 21年3月期 3,811株 20年3月期 ー株

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎となる株式数については、42ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

当社は、業績予想の開示に代わる代替手段として、月次ベースで顧客口座数、預り資産残高及び営業収益について、TDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて開示しております。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当事業年度におけるわが国経済は、一昨年に勃発したサブプライムローン問題から始まった米国経済の減速、原材料価格の高騰に伴う物価上昇等から景気減速傾向が表面化し、米証券大手リーマン・ブラザーズの経営破綻を機に世界的な金融危機や景気後退が鮮明になると、歴史的にも類を見ない程の急激な円高が進み、国内雇用情勢の大幅悪化、その影響等に起因する消費マインドの急激な冷え込み、そして輸出企業を中心とした業績の大幅な落ち込みによる株価の低迷等、国内経済はかつて経験したことがないような大不況に直面しました。

その中であって外国為替市場は、4月の1米ドル＝99円台からスタートした米ドル／円相場は、5月に入ると102円台～105円台半ばでのレンジ相場に終始し、6月には一時108円台半ばまで米ドル高が加速するも第1四半期末には105円台まで米ドルが下落しました。7月に入ると米政府系住宅金融機関の経営不安の高まり等から103円台まで円高米ドル安が進行しましたが、原油価格の急落や良好な米景気指標を手がかりに一時108円台半ばを示現し、8月には110円台半ばまで進行し、その後は108円台～110円台のレンジ相場に終始しましたが、9月に入ると米景気減速を背景に105円台半ばまで円高が進行し、その後109円台まで米ドルが反発する場面もありましたが、いわゆるリーマンショック、米保険最大手AIGの経営危機等を受け、103円台まで円高米ドル安が進行して第2四半期末を迎えました。10月には105円台～106円台での推移から一気に97円台後半まで円高米ドル安が進行し、世界同時不況の強まりから世界的に株価が急落すると、一時90円台後半まで円高米ドル安が加速いたしました。11月には93円台～97円台での動きに終始すると、12月には更なる円高米ドル安から一時87円台前半を示現した後、90円台後半で米ドルの上値が重い展開の中、第3四半期末を迎えました。1月に入るとオバマ米新大統領下での大型景気対策期待から、一時94円台に円安米ドル高が進行するも、英銀決算を契機とする英国での金融不安再燃から再び87円台前半まで円高米ドル安が進みました。しかし、2月に入ると、わが国財務大臣の辞任、国内政局不安定化を契機に円安傾向が表れ、世界的にも株安傾向が表れる中でリスク回避の米ドル買いの誘発から98円台後半まで加速した後、3月には一時93円台半ばまで米ドルが下落するも月末にかけては99円台前半まで米ドルが反発して期末を迎えました。

米ドル／円以外に目を向けると、ユーロ／円は、期初においてやや円安傾向である158円台後半～169円台後半で推移していたものの、欧州景気見通しの悪化や金融不安の高まり等から第2四半期末にかけて一気に148円台半ばまで円高ユーロ安が進み、第3四半期ではリーマンショック等の影響から、132円台前半、113円台半ばと急激に円高ユーロ安水準を切り下げた後、115円台～131円台の間で大きな変動幅を見せながらの推移を維持、第4四半期に入っても一時112円台前半まで円高ユーロ安が加速するも、115円台～120円台での一進一退の展開からユーロ弱材料をこなすと、122円台～125円台でのレンジ相場を示現した後、一時134円台半ばまで円安ユーロ高が進行しましたが、ユーロ買い材料が乏しくなると、株高一服とともに期末に向けて126円台半ばまでユーロが急反落いたしました。

このような状況下において当社は、平成20年6月より「M2Jダイレクト」コースを開始したこともあり、顧客口座数は前期末の7,026口座から13,392口座（前期末比90.6%増）へと拡大いたしました。しかし、リーマンショック以降の世界的な円独歩高の影響で預り資産残高が大きく毀損し、また、その後の方向感の見えない相場展開が続いたことで、お客様が運用に慎重になったこと等が売買の低迷につながった結果、営業収益は1,410,919千円（前期比30.8%減）となりました。営業費用は、営業収益の伸び悩みもあり、全社的に経費の見直しを行い、実施できるものから随時経費削減に努めましたが、11月以降に実施したキャンペーンにかかる費用等が一部負担になった結果、1,362,176千円（前期比25.4%

増)となり、営業利益は48,742千円(前期比94.9%減)となりました。経常利益は、営業外収益に15,596千円(前期比27.9%増)、営業外費用に3,255千円(前期比90.2%減)を計上した結果、61,084千円(前期比93.4%減)となりました。当期純利益は特別損失として投資有価証券評価損5,910千円等を計上したことにより、26,233千円(前期比95.2%減)となりました。

(2) 財政状態に関する分析

①資産、負債及び純資産の状況

前事業年度末から当事業年度末までの財政状態の主な変動としましては、総資産については、前事業年度末と比べ3,913,975千円減少し、12,267,198千円となりました。これは主に、流動資産のうち分別管理信託が3,665,988千円減少したためであります。

負債総額は前事業年度末と比べて3,668,861千円減少し、8,983,490千円となりました。これは主に、流動負債のうち顧客預り勘定が3,540,474千円、未払法人税等が171,057千円減少したためであります。

純資産額は前事業年度末と比べて245,114千円減少し、3,283,708千円になりました。これは主に、配当金の支払いに伴う利益剰余金の減少と自己株式の取得に伴い株主資本が257,791千円減少したためであります。

②キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の期末残高は、前事業年度末と比較して、440,685千円の減少となり、残高は1,221,704千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期末までの顧客心理回復の兆しから一変し、いわゆるリーマンショック以降の外国為替市場の大幅変動等に起因して、顧客心理が大幅に後退したことが売買低迷につながったため、全社的に営業費用の抑制に努めましたが、お客様の投資マインド回復までには至らずに期末を迎えたことが影響した結果、税引前当期純利益を55,149千円計上したこと、減価償却費を88,811千円計上したこと、未払金の増加が28,006千円であったこと、さらには法人税等の支払額が234,183千円あったこと等により、47,936千円の減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期会計期間に実施したデータベースのバージョンアップ等の設備投資に伴う支出等により、107,734千円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額136,477千円、自己株式の取得による支出148,586千円により、285,063千円の減少となりました。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
自己資本比率	6.9%	21.8%	26.7%
時価ベースの自己資本比率	—	21.6%	8.7%
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	0.14年	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ	129.7倍	136.9倍	—

- (注) 1 自己資本比率 : 自己資本/総資産
 2 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額/総資産
 3 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債/キャッシュ・フロー
 4 インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー/利払い
 ※ 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しています。
 ※ キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。
 ※ 平成19年3月期の時価ベース自己資本比率につきましては、当社は未上場であり各期末時点の株価が把握できませんので記載しておりません。

(3) 利益分配に関する基本方針及び当期・次期の配当

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的な業績動向を考慮に入れながら、各期の業績に応じて配当金額を決定しております。また、平成21年3月期からは自己株式の取得を実施し、中長期的に当社株式を保有して頂く株主の皆様に対する株主還元、財務の安定性及び内部留保の確保等のバランスを考慮の上、年間配当性向25%程度を目標に、安定的な配当を目指しながら総合的に企業価値を向上させることを基本方針としております。

平成21年3月期につきましては、平成21年3月23日付「平成21年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」にてプレスリリースしているとおり、当社を取り巻く市場環境の先行きは著しく不透明な状況ではありますが、年間配当性向25%程度という基本方針にとらわれず、今後の業績回復に向けた経営基盤の強化並びに継続的な株主の皆様への利益還元の重視を勘案し、1株当たり配当金500円を予定しております。なお、配当性向は100.5%になります。

次期については、依然、市場環境が不透明な状況ではありますが、基本方針のとおり年間配当性向25%程度を目標にして参りたいと考えております。

また、当社は目標とする経営指標として自己資本当期純利益率(ROE)を重視しており、当期純利益の増大はもちろん、自己株式取得によるROEの向上も一つの方策と考えております。

当期の間に株主総会決議及び取締役会決議により買い受けた自己株式数は3,811株、取得金額は147,548千円でありました。当期中に取得した自己株式と平成21年3月期の予定している普通配当を加えた総配分性向は659.2%であります。

平成22年3月期の自己株式の取得に関しましては、市場動向、業績の動向及び財務の安定性等を考慮の上、機動的に対応して参りたいと考えております。

(4) 事業等のリスク

当社の経営成績、事業運営及び財政状態、その他に関する事項等は、今後起こりうる様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。以下において、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業等のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の予防及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は以下のリスク及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本短信提出日（平成21年5月8日）現在における当社の判断に基づいており、全てのリスク要因を正確に網羅するものではなく、また、将来の事項については不確実性を有しております。

1. 当社の事業構造にかかるリスクについて

① 当社の収益構造と外国為替市場の変動について

当社は外国為替証拠金取引の専門業者であり、主要な収益は、お客様と当社との取引成立の際にお客様の売買単位に応じて徴収する取引手数料、お客様との間で行った相対取引の成立レートと当社がカバー取引として行った成立レートの差額（当社ではディーリング収益と呼んでおります）、スワップ授受に伴う差額等で構成されています。取引手数料及びディーリング収益についてはお客様の売買回数及び売買単位の増加によって当社の収益機会も増加し、スワップ授受に伴う差額の収益については、お客様全体の建玉数の増加によって当社の収益機会が拡大することとなります。そのため、外国為替市場においてある程度ボラティリティが高まった方がお客様による売買が活発になり収益機会が増加することとなります。一方で、外国為替市場のボラティリティが低い時期（いわゆるレンジ相場）が続いた場合でも、当社が開発したお客様向け独自の注文発注手法である「リピートイフダン®（R I F D）注文」「トラップリピートイフダン®（トラップR I F D）注文」等を提供することにより、お客様に収益獲得機会を提供し、当社自身も収益獲得機会を確保することができる等、外国為替市場の相場変動に大きく左右されないよう経営努力を行っております。しかし、昨年発生した、いわゆるリーマンショック時のような急激な円高等に見られた想定以上の相場変動等によって、お客様の資産が大きく毀損し、預り資産残高及びお客様全体の建玉数が減少した場合、あるいはレンジ相場であってもリーマンショック時以降に見受けられたお客様の投資マインドが大きく低下している時は、「リピートイフダン®（R I F D）注文」あるいは「トラップリピートイフダン®（トラップR I F D）注文」等があまり利用されず、当社が想定する以上に取引高の低迷あるいは預り資産残高及び建玉数の減少につながった場合等には、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

また、当社が取扱う通貨ペアは、該当国の政治経済情勢、資本取引や通貨売買に規制がかかること等で、お客様の受発注及び当社のカバー取引が行えなくなる可能性が少ないと考えられる通貨ペアを選択し、その流動性を確認した上でお客様に提供しております。そのため、当社では流動性リスクが顕在化するリスクは低いものと考えておりますが、当社の取扱通貨ペアの中で急激なカントリーリスクの高まりや外国為替市場の混乱等の発生により、その流動性の確保が難しくなった場合等には、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

② 外国為替証拠金取引業務の信用リスクについて

当社は外国為替証拠金取引を行うお客様のポジション管理を行っており、お客様のポジションの評価替えを日々行っております。評価替えを行うことによりお客様のポジションに評価損益を算入した結果、「M2 Jプレミアム」コースでは、時価残高に対して維持率（※）が70%を割り込むとマージンコールが発生し、当社はお客様に対して追加証拠金の提供を求め、追加証拠金が指定する期限までに入金されない場合には強制的に反対売買を行って全てのポジションを解消して決済により生じた不足資金をお客様に請求し充当いたします。そして、追加証拠金を入金する必要がある指定期限までに時価残高が更に減少し、維持率が35%を下回っていた場合、当社はお客様に通知することなくお客様の計算において全ポジションを自動的に反対売買（自動ロスカット）いたします。「M2 Jダイレクト」コースでは、マージンコール制度は設けず、維持率が50%を下回っていた場合、自動ロスカットを行うこととなります。当社は決済時にお客様の資産が不足しないように対象通貨の過去の相場変動率を勘案し、証拠金率、マージンコールにおける証拠金維持率及び自動ロスカットにおける証拠金維持率等を定めておりますが、昨今の度重なる急激な外国為替市場の相場等により、お客様が不足分を支払うことができない状況等が発生した場合、当社はお客様に対する債権の全部または一部について貸倒れの損失を負う可能性があります。

※ 時価残高÷証拠金必要額（内ポジション分）×100

③ 住友信託銀行株式会社との契約について

当社は住友信託銀行株式会社（以下、「住友信託銀行」といいます。）とお客様の資産保全のための「外為証拠金分別管理信託契約書」を締結しており、その契約書を補うものとして当社とお客様との間で発生する外国為替証拠金取引のカウンターパーティーとしてカバー取引等を行なうための「外為証拠金分別管理信託契約に伴うインターネット為替取引サービスに関する基本契約書」及び「インターネット為替取引サービス【FX-Partner】の使用に関する覚書」を締結しております。これらの契約は現在の当社が提供する外国為替証拠金取引サービスに関するものであります。現在、当社と住友信託銀行の関係は良好であり、期間に定めのある契約に関し契約期間を満了した場合も継続して契約の更新を行う方針であります。

しかしながら、住友信託銀行との契約につき、内容の変更、更新の拒絶、解除、その他の理由による契約の終了等が生じた場合、または、住友信託銀行の業務に何らかの支障が生じたこと等により当社が提供している信託保全スキーム及びカバー取引を行うことが困難になった場合等には、当社の業務及び業績等に影響を与える可能性があります。

2. 当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて

① 外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて

昨今におけるマスコミ報道にありますとおり、外国為替証拠金取引業界は、大きな変革の時を迎えております。具体的には、金融庁より平成21年4月28日付で「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」が公表され、平成21年5月29日までの期間においてパブリックコメントの募集が行われています。改正案の主な内容は、

- ・「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の一部改正により、外国為替証拠金取引の区分管理の方法が金銭信託に一本化されることに伴い、監督上の留意事項等を明確化。
- ・「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の一部改正により、金融商品取引業者に外国為替証

抛金取引に係るロスカットルールの整備・遵守が義務付けられることに伴い、勧誘・説明態勢やリスク管理態勢に関する監督上の留意事項等を明確化。

- ・低スプレッド取引を提供する金融商品取引業者に関して、勧誘・説明態勢やリスク管理態勢に関する監督上の留意事項等を明確化。
- ・新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化。

等であり、外国為替証拠金取引における利用者保護の充実を図る等の観点から上記のような改正案となっております。また、今回の改正案には含まれていませんでしたが、昨今の一部マスコミ報道によれば、外国為替証拠金取引が投機的取引に走る温床になっている証拠金倍率についても、高倍率による取引を規制して、20～30倍前後を上限に規制を導入する方針である旨が伝えられています。

これらの改正案をふまえて、当社は、平成21年4月28日付「本日公表されたパブリックコメントに関して」にてプレスリリースしているとおおり、公表されている内容で規制が導入された場合でも、当社の態勢に大きな変更を迫られることはないと考えており、逆に、今回のパブリックコメントの内容が実際に導入されるとなれば、投機的でなく、利用者保護を一番とした健全な市場が形成されていくものと考えられ、将来の外国為替証拠金取引業界の発展に向けての大きな前進であり、歓迎すべきことであると考えております。しかし、パブリックコメント募集期間中に当社の態勢では対応しきれないような規制の強化等が行われた場合は、事業体制の大幅な変更等も必要になる可能性があり、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

② 外国為替証拠金取引における競争激化について

外国為替証拠金取引の社会的認知度アップと市場規模拡大を背景に、一般投資家への関心が年々高まってきており、銀行、証券会社、商品先物会社及び事業会社等においても外国為替証拠金取引業を行う業者が増加しております。また、株式会社東京金融取引所が提供している「くりっく365」、さらに、株式会社大阪証券取引所が平成21年7月を目途に取引所外国為替証拠金取引市場を創設させる予定であるなど、業者間の競争が日を迫る毎に激しさを増しており、商品性に関していえば、外国為替証拠金取引における手数料の無料化、高レバレッジ、低スプレッド、取引単位の小口化等の傾向が過度に見受けられます。このような業界の流れに関し、前項「①外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて」で記述したとおり、監督当局は、低スプレッドの監視強化や顧客預り資産の区分管理方法を信託一本化に義務付ける考えである等、利用者保護を確立するための規制が導入される動きが現れています。

これに対して当社では、「M2 Jプレミアム」コース、「M2 Jダイレクト」コースの2ラインナップを用いて、幅広い顧客層に資産運用としての外国為替証拠金取引を提供する戦略を取っております。

「M2 Jプレミアム」コースは、取引開始時の最低預託金を同業他社より比較的高い200万円に設定し、最低売買単位も5万通貨単位（iFX-one の場合は1万通貨単位、「香港ドル/円」「南アフリカランド/円」の iFX-pro、iFX25、iFX50 は50万通貨単位、iFX-one は10万通貨単位、ただしトラップリピートイフダン®、トラップトレード®に限定して1万通貨単位×本数選択が可能）とし、主に富裕層や資産を有効に運用したいと考えるお客様層をターゲットとしています。「M2 Jダイレクト」コースは、取引開始時の最低預託金を撤廃し、最低売買単位も1万通貨単位（「香港ドル/円」「南アフリカランド/円」のみ10万通貨単位）として、当社がお客様に提供しているサービスをWeb完結型で享受することができ、比較的にアクティブに取引を行いたいと考えるお客様層をターゲットとしています。そして、両コースとも、Webセミナーを中心とした各段階・各テーマに応じたセミナーの開催、情報

提供サービスの充実、分別管理信託(トラスト アカウト プロテクション®)によるお客様からお預りした資産の安全性の確保、「リピートイフダン®注文」「トラップリピートイフダン®注文」といった同業他社にはない当社独自の注文発注手法によるお客様への利便性の提供等といった付加価値の充実による競争力の向上に努めております。しかしながら、更なる新規参入者の増加または既存業者との競合が増すこと等により、当社が想定している以上に競争が激化した場合、あるいは当社の差別化戦略が有効に機能せず、収益に対するコスト増が吸収しきれなかった場合等には、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

③ 株式会社東京金融取引所における外国為替証拠金取引について

株式会社東京金融取引所は、平成17年7月「くりっく365」と称する外国為替証拠金取引と同様の商品を同取引所に上場させ、取引所取引を展開しております。当社は同取引所取引に参加していませんが、本短信提出日(平成21年5月8日)現在で16社が参加しており、取引高等も年々順調に推移する等、同取引所上場商品であることによる営業方針面や税制面での優遇等の利点を活かして業容を拡大しています。今後、取引所取引という安心感を背景に更にシェアを拡大していった場合、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

④ 株式会社大阪証券取引所における取引所外国為替証拠金取引市場の創設について

株式会社大阪証券取引所は、平成21年7月を目途に取引所外国為替証拠金取引市場の創設を行う旨を発表しております。取引所取引ということで、「くりっく365」と同様に営業方針面や税制面での優遇等があります。この株式会社大阪証券取引所が展開する取引所外国為替証拠金取引市場が「くりっく365」のように競合関係になり、同じく取引所取引という安心感を背景にシェアを拡大していった場合、当社の業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

3. 当社の事業体制にかかるリスクについて

① 人員及び組織体制について

当社の役職員数は平成21年3月31日現在において、役員7名及び従業員57名という人員構成であります。事業規模の拡大に対しては社内システムの充実で対応することにより、少数精鋭で高い収益力を確保できる組織体制の構築に努めております。今後も事業規模の拡大に対しては少数精鋭の人員構成に沿った人員補強、内部管理体制の強化を図り、社員教育、研修制度を充実させ優秀な従業員の定着率向上に努めて参ります。しかし、優秀な人材の確保が適時かつ十分に確保できない場合、または当社既存の優秀な人材が大量に外部流出した場合等には内部管理体制や業務執行において十分な人的・組織的対応が困難となる可能性があります。当社の事業の拡大に制約または業績及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

② コンピューターシステム障害について

当社の取引システムは、インターネットからの注文受発注、ポートフォリオ管理、情報提供等を司る顧客向けフロントシステム、マーケットとの取引を司るミドルシステム及び法定帳簿の記帳や取引報告書出力など取引決済データ処理を司る勘定帳票系バックシステム等から構成されています。顧客からの取引注文の大部分はインターネットを通じて受注し、一連のコンピュータ処理システムへの接続を通じて取引を執行しております。そのため、サブプライムショックやリーマンショック時等のような外国為

替相場が急激に変動するような局面であっても、これら一連のシステムが常に安定的に稼動し、お客様に平時と変わらず取引可能な環境を提供し続けることが、経営上の最重要課題の一つであると認識しており、当社では今までも安定的に稼動してきた実績をふまえ、更なるサービスレベルの維持向上に取り組んでおります。

しかし、これら一連のシステムに動作不良や人為的ミス、想定以上に急激なアクセス数の増加による通信回線の障害、事故及び外部からの不正な侵入等の犯罪等により障害が発生し機能不全に陥った場合等には、お客様からの取引注文の受付、執行が行えなくなる可能性があり、信用力低下や損害賠償請求等により当社の業績等に重大な支障が生じる恐れがあります。そこで、当社は地震等の災害時における現本社機能が停止状態に陥った時の備え等のバックアップ体制の確立のため、平成19年11月に非常用の電源供給等が可能なテレコムセンタービル（東京都江東区）に当社の分室である「M2 J ベイスクエア」を開設し、緊急時でも現本社機能と同等の環境が提供できるように体制を整備いたしました。また、平成20年8月にはデータベースのバージョンアップ並びに回線の多重化等の充実をも図り、アクセス数の急激な増加や取引注文が大量に集中することによるお客様との取引の処理が適切に行えない等のシステム障害が生じないよう、先行したシステム投資等を行っております。しかしながら、当社の想像を絶するような災害またはテロ等の人災、もしくは当社の想定をはるかに上回るようなアクセス数や取引注文の集中等が発生した場合等には、当社の風評、業績及び財政状態等だけではなく全業務に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

4. 当社に関連する法的規制等がもたらすリスクについて

① 金融商品取引法について

i. 登録制にかかるリスク

当社は、金融商品取引業を営むため、金融商品取引法第29条に基づく登録を受けております。また、当社は、金融商品取引法、関連政令、府令等の諸法令に服して事業活動を行っております。金融商品取引業については、金融商品取引法第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条にて登録の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消が命じられることがあります。当社は社内体制の整備等を行い法令順守の徹底を図り、現時点では取消事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来何らかの理由により登録等の取消あるいは監督当局から行政指導等を受けることになった場合、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

ii. 自己資本規制比率について

金融商品取引業者には、金融商品取引法に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられています。自己資本規制比率とは、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率をいい、毎月末及び内閣府令で定める場合に算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています（金融商品取引法第46条の6第1項）。また、金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようにしなければならない（同法第46条の6第2項）とも定められています。

内閣総理大臣は、金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該金融商品取引業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができ

るとされ（同法第51条）、自己資本規制比率が100%を下回るときであって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命ずることができ（同法第53条第2項）、さらに、業務停止の日から3月を経過した日における当該金融商品取引業者の自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、当該金融商品取引業者の自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、当該金融商品取引業者の第29条の登録を取り消すことができる（同法53条第3項）とされています。また、金融商品取引業者は、毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（同法第46条の6第3項）ともされています。

なお、当社における直近（平成21年3月）の自己資本規制比率は約780%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っております。

ただし、本項目で記載されている要件に抵触した場合には業務の停止命令等の行政処分を受ける可能性があり、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

iii. 顧客資産の分別管理について

金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、その行うデリバティブ取引等に関し、顧客から預託を受けた金銭又は有価証券その他の保証金又は有価証券については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区別して管理しなければならない旨が定められております（金融商品取引法第43条の3第1項）。そこで当社は、外国為替取引におけるお客様からの預り資産（外貨資産、スワップも含む）について、提携先金融機関を通じて独自の分別管理を行い、顧客資産を保全できる体制を整えております（名称：トラストアカウント プロテクション®）。当社の「トラスト アカウント プロテクション®」は、取引証拠金の全額を外為証拠金分別管理信託口座に信託し、全ての為替取引について外為証拠金分別管理信託口座でカバー取引を行うことによって、証拠金及び為替損益を外為証拠金分別管理信託口座で分別保管しております。当社は、毎営業日に当社のシステムにより時価残高（有効証拠金）の額を評価替えし、時価残高（有効証拠金）の総額以上の金銭が外為証拠金分別管理信託口座に分別保管されていることを確認して、時価残高（有効証拠金）の保全を図っております。しかしながら、為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができなかつた場合や当社のシステム障害等により時価残高（有効証拠金）の総額が正しく算定できなかつた場合、または、当社の対応が適切でない場合等、外為証拠金分別管理信託口座で分別保管された金銭が時価残高（有効証拠金）の総額に不足した場合には、お客様の時価残高の一部が返還されない恐れがあります。そのような事態が起こつた場合、当社は著しく信用を損う恐れが想定され、当社の事業、風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

iv. 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています（金融商品取引法第40条）。

一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するた

めの措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること

当社は、金融商品取引の受託等を行うにあたっては、お客様の実情に適合した取引を行うため、社内規程等にて取引開始基準等を定め、この基準に適合したお客様と取引を行うように努めておりますが、当社における不備により上記事項に該当するようなお客様と取引を行い、行政当局等から処分等を受けた場合は、当社の風評、業績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

v. その他の禁止行為について

金融商品取引法第38条では、勧誘の要請をしていないお客様に対し業者が訪問または電話による勧誘を行うこと（いわゆる「不招請勧誘」）や、契約を締結しない旨の意思を表示したお客様に対する勧誘をすること、あるいは断定的判断を提供してお客様を勧誘すること等の禁止行為が定められております。特に、不招請勧誘の禁止については、お客様が電話や個別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展していたことに鑑み、平成17年7月の金融先物取引法の改正により、投資家保護及び取引業者が適正な勧誘を履行するために設けられ金融商品取引法においても定められている法規制であります。当社は創業当時より不招請勧誘の禁止を意識した営業展開を行い、かかる法改正後の影響も軽微で、逆に同業他社との優位性を示す形になっていると考えております。しかし、社員教育の徹底が疎かになり金融商品取引法第38条に抵触する行為が行われ、行政当局より処分等が行われた場合、当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

② 犯罪による収益の移転防止に関する法律について

当社では、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的として制定された犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき所定の本人確認書類等をお客様から徴収し本人確認を実施するとともに、顧客カードを作成し本人確認記録及び取引記録を保存しております。しかし、当社の業務方法が同法に適合していないという事態、もしくは今後より厳しい本人確認の実施を求める法令改正が行われたりした場合、当社の取引口座の開設その他業務に影響を与える可能性があります。

③ 個人情報の保護に関する法律について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の遵守を事業展開上重要な経営課題と位置づけて取り組んでおります。

当社においては平成19年7月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程を整備の上、役員及び従業員への啓蒙・教育活動の実施に取り組んでおります。また、当社がそのお客様の個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合であっても、外部委託先に対して秘密保持義務を課す等、その保護・管理には細心の注意を払っております。しかし、平成20年12月18日付「お客様の個人情報紛失に関するお知らせ」にて説明しているとおり、社内において2名のお客様の個人情報を紛失する出来事が発生いたしました。当社といたしましては、全役職員に対して個人情報の取扱い、管理の再徹底と意識改革、啓蒙・教育活動の強化を行い、再度同様な出来事が発生することのないよう徹底して行っております。しかしながら、不測の事態によって個人情報の外部漏洩が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により当社の風評、業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

④ 各種法的規制の変更について

当社は、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、信託法、金融商品取引業等に関する内閣府令、犯罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報保護に関する法律等に加え、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、消費者契約法、社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則等の各種法的規制に従って業務を遂行しております。しかし、昨今の一部報道にもあるとおり、金融商品取引等に関連する法的規制は、今後も、より広範な規制内容へと変更される可能性があります。当社は、将来的に当社業務に関係する各種法令等や実務慣行、解釈等の新設や変更等があった場合には、当社の各種業務や財務方針または当社のお客様の取引動向等に関係し、迅速に対応するように努めて参りますが、その内容等によっては、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

5. 訴訟について

本短信提出日現在、当社を含む3名の法人及び個人を被告として、外国為替証拠金取引の受託に関する1件約2百万円の損害賠償請求訴訟が係属中であり、これは、お客様が当社の取引先が掲載していた外国為替証拠金取引に関する情報（当社情報を含む。）を端緒として当社へ口座開設を行い、顧客の計算のもとに行われた外国為替証拠金取引において損失を被ったとして、当社を含む3名の被告に対して損害賠償を求めているものであります。これに対して当社は、全ての手続き及び取引に関して不法行為はなく法令を遵守して行われたことを主張して、現在、控訴審で争っています。

また、当社を含む5名の法人及び個人を被告として、総額約52百万円の損害賠償請求訴訟が係属中であり、当社はそのうち約9百万円の損害賠償を請求されています。これは、原告（法人及び個人の2名）と5名の被告のうち1名との間で雇用契約、競業避止義務、兼職禁止義務等に関するトラブルが発生し、その1名の被告が、当社が原告（法人）と取引を行っていた時の原告側の担当者であったこと等から、原告側の主張で当社からも経済的損失等を被ったとして損害賠償求められています。これに対して当社は、実際にトラブルに巻き込まれたのは当社であり、原告側の言いがかりとも思える主張に対して、当社は一般的な商取引を行っただけであり、全ての手続き及び取引等に不法行為は全くなく法令を遵守して行ったことを主張し争っています。

それぞれの訴訟については現在進行中ではありますが、その結果如何によっては、当社の風評に重大な影響を与え、当社の信用力の低下等により業績及び財政状態等にも影響を与える可能性があります。

6. 今後の事業展開にかかるリスクについて

現在の外国為替証拠金取引業界では、手数料ゼロ、高レバレッジ、低スプレッドという商品性が主流になってきております。レバレッジに関しては100倍以上で提供している業者が多く、一部では600倍超で提供している業者も存在し、またスプレッドに関しては、通貨ペアによっては0銭で提供している業者が存在するなど、業界自体が射幸性の高いギャンブル色を帯びた金融商品を扱っている風潮が世間的に広まっており、業界自体の健全性に疑問視されることが度々あります。

これに対して、「2. 当社事業を取り巻く外部環境にかかるリスクについて ①外国為替証拠金取引に関わる業界の動きについて」でも記述しているとおり、金融庁より平成21年4月28日付で「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」が公表され、現在の外国為替証拠金取引業界について様々な規制の導入が検討されております。しかしながら、当社は、公表されている内容で規制が導入された場合であっても、当社の態勢に大きな変更を迫られることはないと考えておりますが、現在公表されている以上に規制強化が行われ、当社においても大幅な事業環境の変更等を余儀なくされた場合等

においては、現状のお客様のニーズを十分に反映できなくなる場合等が想定され、当社の成長を阻害する要因にもなり、当社の業績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

7. その他のリスク

① 社歴が浅いことについて

当社は平成14年10月に独立系の外国為替証拠金取引専門会社として事業を開始いたしました。そのため、当社は社歴が浅く、当社の期間業績比較を行なうための十分な財務数値を得ることができません。特に、成長過程にある当社にとっては、いわゆるサブプライムショックやリーマンショック等に起因した市場環境の激変に伴う収益環境の変化、投資化動向の変容等、過去のトレンドと大きく異なる可能性が大いに起こり得ます。今後の当社の営業収益、利益等の成長性を判断する材料としては慎重に検討される必要があります。

② 新株予約権(ストック・オプション)について

本短信提出日現在、ストック・オプションを含む新株予約権による潜在株式総数は6,673株であり、これら新株予約権が全て行使された場合、行使前発行済株式総数54,591株の12.2%に当たります。現在付与されている新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。また、会社法施行以降、ストック・オプション等を付与する場合は費用計上が義務付けられたため、今後のストック・オプションの付与により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. 企業集団の状況

当社は、子会社及び関係会社等を有しておらず、個人のお客様及び法人のお客様を相手として外国為替証拠金取引サービスを提供することを主たる業務としております。

なお、最近の有価証券報告書(平成20年6月30日提出)における「事業内容」及び「関係会社の状況」から重要な変更はありません。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「挑戦と規律」“Challenge and Standard”を基本としています。

創業時より当社は外国為替市場とお客様の架け橋となるべく、この2つの言葉を理念として掲げています。

① “Challenge” 「挑戦」 私たちは3つのPにChallengeいたします。

- ・ Pioneer --- 既成概念や常識にとらわれない新たな金融市場の開拓
- ・ Professional --- 最高品質の商品とサービスの提供を迫及するプロフェッショナルマインド
- ・ Partnership --- わかり合い、ともに歩む、お客さまと結ぶ長く厚い信頼関係

② “Standard” 「規律」 私たちは3つのStandardの実現を目指します。

- ・ High Standards of Discipline （高い規律）
- ・ de facto Standard （業界標準）
- ・ Global Standard （世界標準）

外貨投資、特に外国為替証拠金取引はリスクを伴った取引です。そのリスクを十分に理解し、金融商品としての「規律」を保っていくことで、私たちはこれからも業界の“Standard”「標準」を作るよう努めて参ります。

また、「卓越した資産保全策による投資家保護方針と、少数精鋭による高度に洗練されたマーケティング」のもと、当社は、お客様から預った財産を当社の固有の財産と分別して、確実かつ整然と保管する分別管理信託を確立し、業界最高水準の確固たる投資家保護を貫いています。当社は、お客様の資産を守り、殖やし、そしてその資産が受け継がれていくべく、優れた実績を持つ少数精鋭のスタッフがお客様のニーズに一つ一つお応えし、お客様の投資経験や運用スタイルに合わせながら、それぞれのお客様に無理のない最も適切な投資方法を案内していけるよう努めて参りたいと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、少数精鋭の高い利益率を誇れる企業を目指すことを重点に、収益性の面では企業価値の最大化のため株主資本の効率性を示す自己資本当期純利益率（ROE）を掲げておりますが、当事業年度は、誠に遺憾ながら、世界的な金融不安や实体经济の悪化が大きく影響し、当社の想定する営業収益及び最終利益を確保することができませんでした。依然、厳しい市場環境が続くと思われませんが、ROEの早期改善に向けて努力して参ります。

また、安全性の面に関しては、お客様の大事な資産を預り、リスク性の高い金融商品を取扱っていることを鑑み、安心・安全な投資環境を提供することが重要であるとの認識から、自己資本規制比率を高く維持することを重視しております。こちらは、平成21年3月現在、約780%と高い自己資本規制比率を維持しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

1. 世界的金融危機及び实体经济悪化への対応

一昨年に起こったサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は、昨年のリーマンショックを経て、瞬く間に世界中に広がり、その影響は实体经济の悪化に大きく波及し、平成22年3月期のわが国経済はGDPにおけるマイナス成長が予想されており、多くの企業が収益悪化を余儀なくされ、あらゆる経費削減努力を進めております。このような中、わが国の外国為替証拠金取引業界も監督当局に

おける規制強化や優勝劣敗が著しく変わる競争激化が続くとともに、外国為替相場自体の方向感も見通し難く不透明で厳しい状況が続くことが予想されます。当社は、効率的な資金投資と業界内での競争力の拡充に邁進するとともに、より一層経費圧縮に努め、当社の強みを活かした具体的な施策をもって、収益改善と利益拡大を実現するとともに、引き続き財務の安定性を確保し、この厳しい環境下に立ち向かって参ります。

そのような中、当社が考える当社の強みは、次の3つであります。

① 安全性

当社は、外国為替証拠金取引業界の中でも数少ない上場会社の1社であり、高い自己資本規制比率を保ち、健全な財務基盤を確立しております。また、今回監督当局による規制の対象と考えられている顧客資産の区分管理方法を金銭信託に一本化される件に関しても、当社は平成16年7月と業界内でもいち早く、「トラスト アカウト プロテクション®」という信託保全スキームを整備し、お客様に高い安全性を提供しております。

② 情報・メンテナンス

当社は、外国為替証拠金取引をマネーゲームではなく資産運用のための金融商品として創業時から富裕層及び資産運用層のお客様に提供して参りました。投資家保護、お客様サポート並びにコンサルティング等を徹底し、特に外国為替市場のボラティリティが高まったときや日本時間夕方以降深夜の時間帯におよぶ「ロンドン・ニューヨークタイム」であっても、お客様が安心してご相談頂ける環境を整備し提供しております。また、現在は、お客様がログインして頂いた画面上で、各レベルに応じた知識や投資方法を習得できる「FXビデオ」、取引を始めるに当たり操作方法やシミュレーション機能、チャート等の活用方法をわかりやすく詳細に解説した「簡単ガイド」等、さらには、Web上でのライブセミナーを定期的で開催し、お客様に利益を上げて頂くために内容の充実を図っております。また、内容の充実したレポート配信や情報配信コンテンツとして提供している「M2Flash」や「ストラテジー・メール」等を活用して、業界内でもタイムリーかつ充実度が高いと言われている外国為替市場等に関する迅速な情報提供サービス等を行っております。

③ 業界No.1のトレードシステム

平成21年4月7日付「『トラップトレード®』の特許取得に関するお知らせ」にてプレスリリースしているとおり、当社が独自に開発した注文手法についての特許を取得することができました。この『トラップトレード®』の他、『リピートイフダン®』、『トラップリピートイフダン®』等、特許を取得済みもしくは申請中である当社独自に開発した注文手法をお客様に提供しております。これらは、外国為替相場のボラティリティが低迷している時のいわゆるレンジ相場であっても、お客様がリスク分散とリスクコントロールを可能にしながら収益機会を逃さず取引することが可能なトレード手法として、大変多くのお客様にご利用頂いております。

当社が考える具体的な施策は次のとおりです。当社はこれらを実行し、企業価値の最大化、収益の拡大、飛躍・成長を図って参ります。

① 「M2Jダイレクト」コースを通じた顧客基盤の拡大

当社は、平成20年6月30日より、従来の取引開始最低預託金200万円以上（※1）に設定していた取引条件とは別に、Web完結型の新しい「M2Jダイレクト」コースを設定いたしました。

このコースの特徴は、

- ・取引開始時最低預託金の撤廃（平成21年2月より）

- ・ 8通貨ペアの取扱い（「米ドル／円」「ユーロ／円」「豪ドル／円」「NZドル／円」「カナダドル／円」「英ポンド／円」「香港ドル／円」「南アフリカランド／円」）
- ・ 1万通貨単位からの売買単位（※2）
- ・ レバレッジ約33倍（証拠金率3%）

等となっております。当事業年度末現在の「M2 Jダイレクト」コースのお客様口座数は約3,900口座と、お客様の裾野拡大に大きく貢献しております。今後も「M2 Jダイレクト」コースを通じたお客様の裾野拡大に注力し、「M2 Jダイレクト」コースでの収益力を高めて参ります。

※1 現在の名称は「M2 Jプレミアム」コースです。

※2 「南アフリカランド／円」「香港ドル／円」は、10万通貨単位からです。

②「M2 Jプレミアム」コースのブランド力拡充

「M2 Jプレミアム」コースは、取引開始最低預託金200万円からの外国為替証拠金取引で、「キャピタルゲインを狙ったトレード」「長期的かつ安定的な資産運用を狙ったトレード」の両方を視野に入れたバランスを重視した取引コースになります。「M2 Jダイレクト」コースを設定して以降、両コースのそれぞれのサービスの長を際立たせるため、「M2 Jプレミアム」コースをご利用頂いているお客様へのサービスを充実させております。業界内では、従来の富裕層及び資産運用層向けの取引コースとして確立されてきた感がございますが、確固たるブランド力を確立させ、「M2 Jプレミアム」コースにおける収益力も高めて参りたいと考えております。

③業務提携等による収益コンテンツの拡大

現在、当社の収益源は、「M2 Jプレミアム」「M2 Jダイレクト」の両コースを通じた外国為替証拠金取引に起因する収益がほぼ100%に近い状態になっております。上記のとおり、今後も従来の収益源については拡充する計画ではありますが、当社の保有するリソースを活用できるアライアンスもしくは業務提携等の案件があれば積極的に取り組み、収益源の多様化を図って参りたいと考えております。

④海外市場への進出

現在、当社は、国内においてのみ外国為替証拠金取引事業を行っております。しかし、事業の性格上、当然、グローバルかつボーダレスに展開することも視野に入れております。各地で事業展開するためには、法制面等含めクリアしなければならない要件等が多々ございますが、海外企業との提携等も含め、海外市場への進出を早急に実現して参りたいと考えております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、外国為替証拠金取引事業に特化しているため、他の金融機関と異なり市況環境が悪化した場合、お客様の代替投資対象となる他の金融商品の取扱いを行っていないため、収益面において少なからず外国為替相場環境に左右される可能性があります。当社は外国為替相場や市況の好不況に関わらず安定的に収益を計上するため、既存の事業を一層拡充することに加え外国為替証拠金取引を通じた収益源の多様化やブランド力の向上を実現していくことが課題であると認識しております。会社の経営戦略を早期かつ確実に実現していくため、今後の対処すべき課題として、既に記述してきた内容及び次に掲げる内容の施策に取り組んでいく方針であります。

1. 顧客基盤の拡大について

一昨年に発生したサブプライムショック、昨年に発生したリーマンショック等を経て、当社のお客様も大きく損失を被る結果となりました。当社のお客様には、取引に関しては厳しい運用環境ではありますが、今後もお客様へのサービスの充実、取引に関する様々なご提案等をもって、お客様に誠心誠意向き合っておりと考えております。しかし、当社が収益を拡大し、企業価値を拡大していくためには、新たなお客様の開拓が大変重要であるとも認識しております。今後は「M2 Jプレミアム」コース、「M2 Jダイレクト」コースの両コースを用いて、多様なお客様層を開拓して参ります。

2. 法人顧客の獲得について

顧客基盤の拡大の中で、収益の拡大を更に強めるためには、実需で外国為替取引を行う事業法人の獲得を重点的に行う必要があると考えております。現在も中小法人顧客のヘッジ目的の為替取引から運用まで幅広く提供しており、年々、法人のお客様数も増加しておりますが、まだまだ事業法人が実需や運用目的で外国為替証拠金取引を利用できること自体が世間に認知されていない現状がございます。今後は、法人のお客様の更なる開拓と大手法人等を含めた多様なニーズに合致した短期のヘッジ手段として活用できる商品の開発・付加等を行って拡大して参ります。

3. ブランド力の向上

当社は、創業当時より富裕層及び資産運用層を中心に外国為替証拠金取引を提供して参りましたが、現在では、「M2 Jプレミアム」コース、「M2 Jダイレクト」コースの2コースのラインナップをもって、従来のお客様層からの裾野拡大を図り、商品スペックだけではなく当社独自のお客様向けサービスで付加価値を提供し、ブランド価値を高めてお客様への訴求を図っております。また、業界最高水準と言われる信託保全スキーム（トラスト アカウント プロテクション®）のもと、時間を味方にしながら「守る」「殖やす」「受け継いでいく」ための『マネーゲームではない資産運用としての外国為替証拠金取引』を提供し、同業他社との徹底した差別化を図っております。今後も、当社のブランド維持及び向上に注力し、更なるブランド戦略を積極的に展開して参ります。

4. 収益源の多様化について

当社の営業収益の内訳は、外国為替証拠金取引事業にかかる収益がほぼ100%であり、外国為替市場や株式市場等の相場動向や市場流動性等のマーケット環境並びに国内外の経済環境等に大きく左右されてしまうため、その影響を最小限に抑えることが課題であります。そのため、「リピートイフダン®」や「トラップリピートイフダン®」等といった当社独自の注文発注手法を開発し、お客様の運用におけるリスク管理だけではなく、投資教育や情報配信等を含め、幅広くお客様のニーズにお応えしておりますが、まだまだ相場動向に業績が左右されているのが現状であります。そのため、収益源の多様化を図ることの必要性も認識しており、当社の保有するリソースを活用できるアライアンスもしくは業務提携等の案件があれば積極的に取組み、収益源の多様化を図って参りたいと考えております。

5. 人材の育成と充実

外国為替証拠金取引業界は、平成10年4月の外国為替及び外国貿易法改正以降新たに誕生した業界で業界自体の拡大が続いております。そのため優秀な人材の確保、人材の継続的な育成と適材適所への配備が当社発展の根幹であると考えております。当社では即戦力となる正社員の採用を中心に人員体制の

強化を行い、実務を中心とした人材育成を行い人材レベルの維持に努め、実力本位の人事処遇制度を採用することで、優秀な人材の確保に努めて参ります。また、ノウハウや社員教育の体系化を行い、必要に応じて研修、OJTによる人材育成体制の確立に一層取り組み、外国為替証拠金取引業界だけではなく広く金融分野に精通した人材を育成していくよう努めて参ります。

6. コンプライアンス及び内部管理体制の強化

外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターン型の金融商品であるため、金融商品の販売に関する法律、金融商品取引法等を遵守すること、また、高度なコンプライアンス及び内部管理体制を構築することが、当社の会社運営上重要な事項の一つであると認識しております。

当社はお客様の新規取引開始にあたっては、商品に関する理解、取引方法に関する理解、リスクに関する理解等の確認を行っており、また、それらに対してお客様から質問等を受けた場合は、当社のカスタマー事業部(営業部門)員が適切に回答することができるよう、商品知識、適正な投資勧誘方法等の習熟を図っております。今後も法令順守の徹底並びに情報管理等の強化により、信頼性の確保、維持、向上に努め、営業部門等への牽制機能をさらに強化し、より一層のコンプライアンスの徹底を実行し、お客様が安心して当社とお取引ができるよう社会的信用の高い企業として環境を整備して参ります。

7. CRM(カスタマー・リレーションシップ・マネジメント)

当社は、オンラインや電話でのサービスを主業務とするため、お客様との直接的な接点が限られており、全てのお客様及び潜在的なお客様に対して効果的な対応が要求されます。お客様のマーケティング戦略においてCRMが重要視される中、データベースを駆使してそれぞれのお客様に最適なリレーションをとるための各種施策を実施しております。そこで当社は、昨年、新たなCRMシステムを導入し、創業来蓄積されてきた膨大なデータベースを元に、細分化されたお客様のニーズに対して最適なマーケティングとリレーションの構築を図っております。また、全てのお客様をサポートする『マイページ』を平成21年4月27日より導入し、お客様のニーズを更に細分化かつ最適化できる環境を整備いたしました。このマイページの導入に続き平成21年5月1日からお客様向けのポイントプログラムもスタートし、それらを活かすことで、お客様との長期的なリレーションの構築と取引による収益の確保と拡大を図って参ります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

4. 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,955,145	2,640,945
分別管理信託	※1 12,662,327	※1 8,996,339
前払費用	18,346	20,635
繰延税金資産	14,869	—
その他	1,063	58,039
流動資産合計	15,651,752	11,715,959
固定資産		
有形固定資産		
建物	171,210	171,878
減価償却累計額	△19,200	△38,902
建物(純額)	152,009	132,975
工具、器具及び備品	138,365	163,827
減価償却累計額	△55,000	△90,336
工具、器具及び備品(純額)	83,365	73,491
有形固定資産合計	235,375	206,466
無形固定資産		
ソフトウェア	41,195	113,933
ソフトウェア仮勘定	32,682	17,812
その他	940	923
無形固定資産合計	74,818	132,669
投資その他の資産		
投資有価証券	125,730	125,921
長期前払費用	1,283	643
差入保証金	79,152	77,960
繰延税金資産	18,226	14,886
その他	246	318
投資損失引当金	△5,410	△7,627
投資その他の資産合計	219,227	212,103
固定資産合計	529,421	551,239
資産合計	16,181,174	12,267,198

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	55,885	92,817
未払法人税等	175,224	4,166
顧客預り勘定	※2 12,415,839	※2 8,875,364
繰延税金負債	—	2,563
その他	5,402	8,578
流動負債合計	12,652,351	8,983,490
負債合計	12,652,351	8,983,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金	1,129,005	1,129,005
資本剰余金合計	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,181,310	1,071,066
利益剰余金合計	1,181,310	1,071,066
自己株式	—	△147,548
株主資本合計	3,534,320	3,276,528
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,498	△1,879
評価・換算差額等合計	△5,498	△1,879
新株予約権	—	9,058
純資産合計	3,528,822	3,283,708
負債純資産合計	16,181,174	12,267,198

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
トレーディング損益	2,039,083	1,410,919
その他	360	—
営業収益計	2,039,443	1,410,919
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 1,086,551	※1 1,362,176
営業利益	952,891	48,742
営業外収益		
受取利息	12,156	15,184
その他	42	412
営業外収益合計	12,198	15,596
営業外費用		
支払利息	347	—
社債利息	1,865	—
株式交付費	11,774	—
株式公開費用	13,906	—
投資損失引当金繰入額	5,410	2,217
支払手数料	—	1,038
営業外費用合計	33,303	3,255
経常利益	931,786	61,084
特別損失		
固定資産除却損	※2 49	※2 25
投資有価証券評価損	11,000	5,910
特別損失合計	11,049	5,935
税引前当期純利益	920,737	55,149
法人税、住民税及び事業税	376,411	10,625
法人税等調整額	2,873	18,290
法人税等合計	379,285	28,915
当期純利益	541,452	26,233

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	527,835	1,224,005
当期変動額		
新株の発行	696,170	—
当期変動額合計	696,170	—
当期末残高	1,224,005	1,224,005
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	432,835	1,129,005
当期変動額		
新株の発行	696,170	—
当期変動額合計	696,170	—
当期末残高	1,129,005	1,129,005
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	720,534	1,181,310
当期変動額		
剰余金の配当	△80,676	△136,477
当期純利益	541,452	26,233
当期変動額合計	460,776	△110,243
当期末残高	1,181,310	1,071,066
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△147,548
当期変動額合計	—	△147,548
当期末残高	—	△147,548
株主資本合計		
前期末残高	1,681,204	3,534,320
当期変動額		
新株の発行	1,392,340	—
剰余金の配当	△80,676	△136,477
当期純利益	541,452	26,233
自己株式の取得	—	△147,548
当期変動額合計	1,853,116	△257,791
当期末残高	3,534,320	3,276,528

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,373	△5,498
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,871	3,618
当期変動額合計	△9,871	3,618
当期末残高	△5,498	△1,879
新株予約権		
前期末残高	42,500	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△42,500	9,058
当期変動額合計	△42,500	9,058
当期末残高	—	9,058
純資産合計		
前期末残高	1,728,077	3,528,822
当期変動額		
新株の発行	1,392,340	—
剰余金の配当	△80,676	△136,477
当期純利益	541,452	26,233
自己株式の取得	—	△147,548
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△52,371	12,677
当期変動額合計	1,800,744	△245,114
当期末残高	3,528,822	3,283,708

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	920,737	55,149
減価償却費	56,520	88,811
株式交付費	11,774	—
株式報酬費用	—	9,058
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△30,000	—
投資損失引当金の増減額(△は減少)	5,410	2,217
受取利息	△12,156	△15,184
支払利息及び社債利息	2,212	—
為替差損益(△は益)	406	△49
固定資産除却損	49	25
投資有価証券評価損益(△は益)	11,000	5,910
分別管理信託の増減額(△は増加)	9,791,823	3,539,502
前払費用の増減額(△は増加)	△7,674	△2,288
未払金の増減額(△は減少)	△31,104	28,006
顧客預り勘定の増減額(△は減少)	△9,777,499	△3,540,474
その他	2,115	1,117
小計	943,616	171,800
利息の受取額	11,093	14,445
利息の支払額	△2,937	—
法人税等の支払額	△549,595	△234,183
営業活動によるキャッシュ・フロー	402,176	△47,936
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500,000	△3,000,000
定期預金の払戻による収入	—	3,000,000
有形固定資産の取得による支出	△168,424	△26,272
無形固定資産の取得による支出	△33,159	△82,581
差入保証金の差入による支出	△23,617	—
差入保証金の回収による収入	1,063	1,192
その他	△72	△72
投資活動によるキャッシュ・フロー	△724,211	△107,734
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	300,000	—
短期借入金の返済による支出	△300,000	—
株式の発行による収入	1,227,065	—
自己株式の取得による支出	—	△148,586
配当金の支払額	△80,676	△136,477
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,146,389	△285,063
現金及び現金同等物に係る換算差額	△406	49
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	823,947	△440,685
現金及び現金同等物の期首残高	838,443	1,662,390
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,662,390	※1 1,221,704

(5) 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

(6) 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 分別管理信託の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同 左
3 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 	<p>その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 同 左 ・時価のないもの 同 左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 但し、建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建 物：3～15年 ・ 工具器具及び備品：3～20年 <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同 左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	—————
6 引当金の計上基準	<p>投資損失引当金 投資に係る損失に備えるため、被投資会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>投資損失引当金 同 左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左
9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理税抜方式を採用しております。 また、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。	同 左

(7) 【重要な会計方針の変更】

【会計処理の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当事業年度(平成20年3月期)より、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ3,526千円減少しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度(平成21年3月期)より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

(8) 【財務諸表に関する注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																
<p>※1 分別管理信託 外国為替証拠金取引に係る顧客から受け入れた取引証拠金等を分別保管するため、信託銀行と外為証拠金分別管理信託契約を締結しております。</p> <p>※2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>預り証拠金</td> <td>20,929,689千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td>△26,000千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td>△8,487,849千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td><u>12,415,839千円</u></td> </tr> </table>	預り証拠金	20,929,689千円	確定損益未受渡分	△26,000千円	未決済残高評価損益	△8,487,849千円	顧客預り勘定 合計	<u>12,415,839千円</u>	<p>※1 同 左</p> <p>※2 顧客預り勘定 顧客との外国為替証拠金取引により発生するものであり、顧客から受け入れた取引証拠金に顧客の損益を含めた残高で表示しております。 なお、顧客預り勘定の内訳は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>預り証拠金</td> <td>13,235,778千円</td> </tr> <tr> <td>確定損益未受渡分</td> <td>25,556千円</td> </tr> <tr> <td>未決済残高評価損益</td> <td>△4,385,969千円</td> </tr> <tr> <td>顧客預り勘定 合計</td> <td><u>8,875,364千円</u></td> </tr> </table>	預り証拠金	13,235,778千円	確定損益未受渡分	25,556千円	未決済残高評価損益	△4,385,969千円	顧客預り勘定 合計	<u>8,875,364千円</u>
預り証拠金	20,929,689千円																
確定損益未受渡分	△26,000千円																
未決済残高評価損益	△8,487,849千円																
顧客預り勘定 合計	<u>12,415,839千円</u>																
預り証拠金	13,235,778千円																
確定損益未受渡分	25,556千円																
未決済残高評価損益	△4,385,969千円																
顧客預り勘定 合計	<u>8,875,364千円</u>																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は45%であります。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>92,500千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>249,631千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>199,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>56,520千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>78,085千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>85,123千円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>49千円</td> </tr> </table>	役員報酬	92,500千円	給与手当	249,631千円	広告宣伝費	199,601千円	減価償却費	56,520千円	支払報酬	78,085千円	地代家賃	85,123千円	工具、器具及び備品	49千円	<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は56%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は44%であります。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>93,914千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>313,393千円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>293,710千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>88,811千円</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td>123,907千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>93,335千円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>25千円</td> </tr> </table>	役員報酬	93,914千円	給与手当	313,393千円	広告宣伝費	293,710千円	減価償却費	88,811千円	支払報酬	123,907千円	地代家賃	93,335千円	工具、器具及び備品	25千円
役員報酬	92,500千円																												
給与手当	249,631千円																												
広告宣伝費	199,601千円																												
減価償却費	56,520千円																												
支払報酬	78,085千円																												
地代家賃	85,123千円																												
工具、器具及び備品	49千円																												
役員報酬	93,914千円																												
給与手当	313,393千円																												
広告宣伝費	293,710千円																												
減価償却費	88,811千円																												
支払報酬	123,907千円																												
地代家賃	93,335千円																												
工具、器具及び備品	25千円																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,671	17,920	—	54,591

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は次の通りであります。

平成19年8月9日付 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加600株

平成19年8月9日付	第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加400株
平成19年8月9日付	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加1,800株
平成19年8月9日付	第2回新株予約権の権利行使による増加80株
平成19年8月9日付	第3回新株予約権の権利行使による増加180株
平成19年8月9日付	第4回新株予約権の権利行使による増加30株
平成19年8月9日付	第6回新株予約権の権利行使による増加8,500株
平成19年10月24日付	公募による新株式発行による増加4,000株
平成19年11月27日付	第三者割当による新株式発行による増加1,200株
平成20年3月3日付	第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加900株
平成20年3月3日付	第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権部分の権利行使による増加100株
平成20年3月3日付	第2回新株予約権の権利行使による増加130株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	600	—	600	—	—	(注)2
第2回無担保新株予約権付社債	普通株式	100	—	100	—	—	(注)2
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	1,300	—	1,300	—	—	(注)2
第5回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	1,800	—	1,800	—	—	(注)2
第2回新株予約権	普通株式	210	—	210	—	—	(注)2
第3回新株予約権	普通株式	180	—	180	—	—	(注)2
第4回新株予約権	普通株式	30	—	30	—	—	(注)2
第5回新株予約権(ストック・オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700	—	—	5,700	—	
第6回新株予約権	普通株式	8,500	—	8,500	—	—	(注)2
合計		18,420	—	12,720	5,700	—	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動理由

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は社債権者である Apax Globis Japan Fund, L.P. から平成19年8月9日付にて早期一括償還による新株予約権行使請求及び転換請求が行われ、同日付で新株予約権600株全ての行使が行われたことによるものであります。

第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権部分の減少は新株予約権者であるあおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合から平成20年3月3日付にて新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権100株の行使が行われたことによるものであります。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は社債権者である Apax Globis Japan Fund, L.P. から平成19年8月9日付にてApax Globis Japan Fund, L.P. の持分の全てにおいて早期一括償還による新株予約権行使請求及び転換請求が行われ、同日付で新株予約権400株の行使が行われたこと、並びに同じく社債権者であるあおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合から平成20年3月3日付にてあおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合の持分の全てにおいて早期一括償還による新株予約権行使請求及び転換請求が行われ、同日付で新株予約権900株の行使が行われたことによるものであります。

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は社債権者である Apax Globis Japan Fund, L.P. から平成19年8月9日付にて早期一括償還による新株予約権行使請求及び転換請求が行われ、同日付で新株予約権1,800株全ての行使が行われたことによるものであります。

第2回新株予約権の減少は新株予約権者である三生3号投資事業組合から平成19年8月9日付にて三生3号投資事業組合の持分全てにおいて新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権80株の行使が行われたこと、並びに同じく新株予約権者であるあおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合から平成20年3月3日付にてあおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合の持分の全てにおいて新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権130株の行使が行われたことによるものであります。

第3回新株予約権の減少は新株予約権者である Apax Globis Japan Fund, L.P. から平成19年8月9日付にて全ての新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権180株の行使が行われたことによるものであります。

第4回新株予約権の減少は新株予約権者である Apax Globis Japan Fund, L.P. から平成19年8月9日付にて全ての新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権30株の行使が行われたことによるものであります。

第6回新株予約権の減少は新株予約権者である 山本久敏、相葉斉、渡邊悟 から平成19年8月9日付にて全ての新株予約権の行使請求が行われ、同日付で新株予約権8,500株の行使が行われたことによるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,676	2,200.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	136,477	2,500.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	54,591	—	—	54,591

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	3,811	—	3,811

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株主総会決議による自己株式の取得による増加 3,000株
取締役会決議による自己株式の取得による増加 811株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)	摘要
		前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末		
第5回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約権)	普通株式	5,700	—	—	5,700	—	
第7回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約権)	普通株式	—	990	7	983	9,058	(注) 2
合計		5,700	990	7	6,683	9,058	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

- 2 目的となる株式の数の変動事由の概要
 第7回新株予約権の増加は、発行によるものであります。
 第7回新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。
- 3 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	136,477	2,500.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,390	500.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,955,145千円 外国為替証拠金取引顧客分別金 △38,761千円 分別管理信託(自己勘定) 246,005千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,500,000千円 現金及び現金同等物 <u>1,662,390千円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,640,945千円 外国為替証拠金取引顧客分別金 △26,354千円 分別管理信託(自己勘定) 107,112千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △1,500,000千円 現金及び現金同等物 <u>1,221,704千円</u>
2 重要な非資金取引の内容 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換 転換による資本金増加額 9,000千円 転換による資本準備金増加額 9,000千円 転換による社債の減少額 18,000千円 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換 転換による資本金増加額 19,500千円 転換による資本準備金増加額 19,500千円 転換による社債の減少額 39,000千円 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換 転換による資本金増加額 27,000千円 転換による資本準備金増加額 27,000千円 転換による社債の減少額 54,000千円 新株予約権の行使 行使による資本金増加額 21,250千円 行使による資本準備金増加額 21,250千円 行使による新株予約権の減少額 42,500千円	

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">9,236</td> <td style="text-align: center;">4,074</td> <td style="text-align: center;">5,162</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	9,236	4,074	5,162	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">5,340</td> <td style="text-align: center;">1,246</td> <td style="text-align: center;">4,094</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具及び備品	5,340	1,246	4,094
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	9,236	4,074	5,162														
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)														
工具器具及び備品	5,340	1,246	4,094														
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">1,068千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,094千円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5,162千円</u></td> </tr> </table>	1年以内	1,068千円	1年超	4,094千円	<u>合計</u>	<u>5,162千円</u>	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">1,068千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,026千円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,094千円</u></td> </tr> </table>	1年以内	1,068千円	1年超	3,026千円	<u>合計</u>	<u>4,094千円</u>				
1年以内	1,068千円																
1年超	4,094千円																
<u>合計</u>	<u>5,162千円</u>																
1年以内	1,068千円																
1年超	3,026千円																
<u>合計</u>	<u>4,094千円</u>																
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額																
<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,632千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,632千円</td> </tr> </table>	支払リース料	1,632千円	減価償却費相当額	1,632千円	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,068千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,068千円</td> </tr> </table>	支払リース料	1,068千円	減価償却費相当額	1,068千円								
支払リース料	1,632千円																
減価償却費相当額	1,632千円																
支払リース料	1,068千円																
減価償却費相当額	1,068千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。																

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 時価のある有価証券

区分	前事業年度末(平成20年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)
其他有価証券			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
① 株式	14,000	14,000	—
② 債券	—	—	—
③ その他	101,000	91,730	△9,269
小計	115,000	105,730	△9,269
合計	115,000	105,730	△9,269

(注) 1 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。

2 当事業年度(平成20年3月期)において、株式の減損処理を行い、投資有価証券評価損11,000千円を計上しております。

2 時価評価されていない有価証券

区分	前事業年度末(平成20年3月31日)	
	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	
其他有価証券		
その他		20,000
計		20,000

(注) 当事業年度(平成20年3月期)において、投資損失引当金5,410千円を計上しております。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 時価のある有価証券

区分	当事業年度末(平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
① 株式	8,090	8,090	—
② 債券	—	—	—
③ その他	101,000	97,831	△3,168
小計	109,090	105,921	△3,168
合計	109,090	105,921	△3,168

(注) 1 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。

2 当事業年度(平成21年3月期)において、株式の減損処理を行い、投資有価証券評価損5,910千円を計上しております。

3 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて30~50%程度下落した場合は、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 時価評価されていない有価証券

区分	当事業年度末(平成21年3月31日)	
	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券		
その他		20,000
計		20,000

(注) 当事業年度(平成21年3月期)において、投資損失引当金7,627千円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 取引の内容及び利用目的等 当社は、顧客との間で外国為替証拠金取引を行っております。また、当該取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、カウンターパーティーに対して分別管理信託においてカバー取引（スポット取引及びフォワード取引）を行っております。</p> <p>2 取引に対する取組方針 顧客資産については、金融商品取引法第43条の3のもと、金融先物取引業者業務方法書第6条及び金融先物取引業務に係る分別保管に関する内規に基づき、自己資産とは分別して管理を行い、信託財産として顧客の時価資産を保全する措置を講じております。また、顧客との取引により生ずる当社の為替の持高については、適時にカウンターパーティーに対してカバー取引を行うことにより為替変動リスクを回避しており、当該業務運用時の損失限度基準を含む為替の持高限度基準は為替持高管理事務に係る内規において定めております。</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。 なお、顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては顧客より追加預託を受けるか、もしくは顧客の為替持高の全部あるいは一部を強制決済することになっているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。 また、カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 当社は、為替持高管理事務に係る内規に基づき、ディーリング部門（市場業務部）から独立している管理部門（業務管理部）が日次においてポジション及び売買損益の状況をチェックすることにより、ディーリング部門に対する牽制を行っております。 またその内容については、役員及び関連部署に日次で報告されております。</p>	<p>1 取引の内容及び利用目的等 同 左</p> <p>2 取引に対する取組方針 同 左</p> <p>3 取引に係るリスクの内容 外国為替証拠金取引は、顧客との相対取引であるため、同数量のカバー取引を行うまでの間、為替変動によるリスクを有しております。 なお、顧客との外国為替証拠金取引は、当社の定める取引証拠金を収受しない限り発注できず、かつ取引成立後の為替変動によっては顧客より追加預託を受けるか、顧客の為替持高の全部を強制決済するか、もしくは一定水準において自動ロスカットを行うことになっているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。 また、カウンターパーティーとのカバー取引は、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っているため、契約不履行によるリスクは少ないものと認識しております。</p> <p>4 取引に係るリスク管理体制 同 左</p> <p>5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

2 取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度末(平成20年3月31日)

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
外国為替証拠金取引				
売建	9,040,330	—	1,573,344	7,466,985
買建	10,356,075	—	11,376,939	1,020,864
合計	—	—	—	8,487,849

- (注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。
 2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約				
売建	69,569,220	—	69,598,318	△29,098
買建	121,162,973	—	121,397,795	234,821
合計	—	—	—	205,723

- (注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は分別管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。
 2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

当事業年度末(平成21年3月31日)

顧客とのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
外国為替証拠金取引				
売建	23,602,591	—	19,486,359	4,116,231
買建	10,390,992	—	10,660,730	269,737
合計	—	—	—	4,385,969

- (注) 1 顧客との未決済の外国為替証拠金取引に係る上記評価損益については、貸借対照表において顧客預り勘定に含めて表示しております。
 2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

カウンターパーティーとのデリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(千円)

種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
為替予約				
売建	18,790,108	—	18,782,036	8,071
買建	27,668,285	—	27,677,014	8,728
合計	—	—	—	16,800

(注) 1 カウンターパーティーとのカバー取引は分別管理信託において実施されており、上記評価損益については、貸借対照表において分別管理信託に含めて表示しております。

2 時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

(持分法投資損益等)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	山本 久敏	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接17.5	—	—	当社が発行する社債に対する債務被保証(注)2、3	111,000	—	—
								新株予約権の行使(注)4	265,000	—	—
役員及びその近親者	相葉 斉	—	—	当社代表取締役副社長	(被所有)直接6.8	—	—	新株予約権の行使(注)4	155,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2 上記のほか、社債の利息に対しても保証を受けておりますが、上場申請日(平成19年7月19日)の前日までにて全て社債権者と取引について解消しております。

3 上記保証に関し、保証料の支払いを行っておりません。

4 平成19年8月9日付にて新株予約権が行使され、1株につき50,000円の払込が行われたことによるものであります。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">14,671</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">7,445</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,475</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">2,201</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,771</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">529</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,095</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	14,671	減価償却超過額	7,445	投資有価証券評価損	4,475	投資損失引当金	2,201	その他有価証券評価差額金	3,771	その他	529	繰延税金資産の合計	33,095	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">10,317</td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td style="text-align: right;">3,103</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">1,289</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">437</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,148</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">2,824</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,824</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,323</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	減価償却超過額	10,317	投資損失引当金	3,103	その他有価証券評価差額金	1,289	その他	437	繰延税金資産の合計	15,148	繰延税金負債		未収還付事業税	2,824	繰延税金負債の合計	2,824	繰延税金資産の純額	12,323
繰延税金資産	(千円)																																				
未払事業税	14,671																																				
減価償却超過額	7,445																																				
投資有価証券評価損	4,475																																				
投資損失引当金	2,201																																				
その他有価証券評価差額金	3,771																																				
その他	529																																				
繰延税金資産の合計	33,095																																				
繰延税金資産	(千円)																																				
減価償却超過額	10,317																																				
投資損失引当金	3,103																																				
その他有価証券評価差額金	1,289																																				
その他	437																																				
繰延税金資産の合計	15,148																																				
繰延税金負債																																					
未収還付事業税	2,824																																				
繰延税金負債の合計	2,824																																				
繰延税金資産の純額	12,323																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	株式報酬費用	6.7%	住民税均等割	2.5%	その他	△0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%																						
法定実効税率	40.7%																																				
(調整)																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																				
株式報酬費用	6.7%																																				
住民税均等割	2.5%																																				
その他	△0.2%																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%																																				

(退職給付関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名
ストック・オプション数 (注)1	普通株式 5,700株
付与日	平成17年12月20日
権利確定条件 (注)2	付与日(平成17年12月20日)以降、権利確定日(平成19年12月20日)まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間 (注)2	自 平成17年12月20日 至 平成19年12月20日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	5,700
付与	—
失効	—
権利確定	5,700
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	5,700
権利行使	—
失効	—
未行使残	5,700

② 単価情報

	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (円)	—

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 9,058千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の従業員 1名	当社の取締役 2名 当社の従業員 56名
ストック・オプション数（注）1	普通株式 5,700株	普通株式 990株
付与日	平成17年12月20日	平成20年8月5日
権利確定条件（注）2	付与日（平成17年12月20日）以降、権利確定日（平成19年12月20日）まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成20年8月5日）以降、権利確定日（平成22年8月5日）まで継続して勤務していること。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注）2	自 平成17年12月20日 至 平成19年12月20日	自 平成20年8月5日 至 平成22年8月5日
権利行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月1日まで	平成22年8月6日から 平成30年6月26日まで

（注）1 株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件及び対象勤務期間は、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日と見なした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	990
失効	—	7
権利確定	—	—
未確定残	—	983
権利確定後 (株)		
前事業年度末	5,700	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	5,700	—

② 単価情報

		第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格	(円)	50,000	65,310
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価	(円)	—	27,930

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(平成21年3月期)において付与された第7回新株予約権について、公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積数値

		第7回新株予約権
株価変動性	(注)1	115.5%
予想残存期間	(注)2	5.9年
予想配当	(注)3	2,500円/株
無リスク利率	(注)4	1.15%

(注)1 当社は上場後の日が浅く、予想残存期間に対応する株価変動性を見積ることが出来ないため、「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを加重平均することにより不足する情報量を補っております。

なお、株価変動性を見積りに使用した株価実績は以下の期間に係るものであります。

類似企業 平成14年8月19日の週から平成19年10月22日の週

当社 平成19年10月22日の週から平成20年7月28日の週

2 スtock・オプションの権利行使実績が無く、予想残存期間の合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成20年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	64,641円10銭	64,486円99銭
1株当たり当期純利益金額	11,670円34銭	497円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10,054円26銭	—
	<p>当社は平成19年10月25日付けで株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>

（注） 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益（千円）	541,452	26,233
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	541,452	26,233
普通株式の期中平均株式数（株）	46,396	52,735
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円） （うち社債利息（税額相当額控除後）（千円））	1,106 (1,106)	— (—)
普通株式増加数（株） （うち新株予約権にかかる増加数（株）） （うち新株予約権付社債にかかる増加数（株））	7,567 (5,744) (1,823)	— (—) (—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	平成17年12月2日臨時株主総会決議ストックオプション（新株予約権5,700個）普通株式5,700株 平成20年6月27日定時株主総会決議ストックオプション（新株予約権983個）普通株式983株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>会社法第156条に基づく自己株式の取得</p> <p>当社は、平成20年6月27日の第6回定時株主総会において、自己株式の取得枠設定について以下の内容の決議を行っております。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由</p> <p>経営環境の変化等に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とし、資本効率の向上を通じて株主への利益還元をはかるため。</p> <p>(2) 取得に係る事項の内容</p> <p>①取得対象株式の種類 当社普通株式</p> <p>②取得しうる株式の総数 3,000株 (上限) (発行済株式総数に対する割合5.5%)</p> <p>③株式の取得価格の総額 200百万円 (上限)</p> <p>④取得期間 効力発生日 (平成20年6月28日) から1年間とする。</p> <p>ストックオプション (新株予約権) の付与</p> <p>当社は、平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役および従業員に対し新株予約権を発行するものであります。また、当社取締役に対して新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2. 新株予約権の払込金額</p> <p>金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3. 新株予約権の割当日</p> <p>当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4. 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数</p> <p>当社普通株式 2,300株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 2,300個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は1,050個、従業員に付与する新株予約権は1,250個とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価格は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$	

<p>前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>（4）新株予約権を行使することができる期間 平成22年7月1日から平成30年6月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休業にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>（5）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>（6）新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 ②新株予約権の相続はこれを認めない。 ③その他権利行使の条件は、平成20年6月27日開催の当社第6回定時株主総会決議及び同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>（7）新株予約権の取得の条件 ①当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。 ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>（8）譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>	

<p>前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>（9）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（11）新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与 当社は、平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記の内容の決議を行っております。なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社は、取締役、監査役および従業員の報酬体系を見直し、本総会終結の時をもって報酬と当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、株式報酬型ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。</p> <p>2. 新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。</p> <p>3. 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>4. 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 700株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の総数 700個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は560個、当社監査役に付与する新株予約権は40個、従業員に付与する新株予約権は100個とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、1円とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）から30年以内とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 ①上記(4)の期間内において、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p>	

<p>前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>②上記①にかかわらず平成50年6月26日に至るまで新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合、その新株予約権者はその新株予約権の権利を喪失する。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>④その他権利行使の条件は、平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会決議及び同総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>（7）新株予約権の取得の条件</p> <p>①当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>（8）譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>（9）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（当社が消滅する場合に限る。）</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割</p> <p>吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割</p> <p>新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p> <p>（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て</p> <p>新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（11）新株予約権のその他の内容</p> <p>新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	

5. その他

(1) 役員の変動

開示内容が定まった時点で開示いたします。